釧路市林業事業体作業用具等購入支援事業に係る補助金交付申請の取扱いについては、釧路市林業事業体作業用具等購入支援事業補助金交付要綱(令和3年4月1日付。以下「交付要綱」という。)によるほか、この取扱いによるものとする。

- 第1 交付要綱第4に定める区分の判定にあたっては、交付要綱に定めるもののほか、下記のとおり取扱う。
 - 1 補助対象経費となる「林内作業用具等」の想定例
 - a. 小規模作業用具
 - ・チェンソーや刈払機、コンテナ苗植栽用具など。

なお、用具の安全性を担保する観点から、労働衛生安全法等の法令等で定める安全基準や規格がある場合は、それを満たすもの。

(例:チェンソーの場合は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第四十二の規定に基づく厚生労働省告示で定める規格を満たすもの。)

- ・安全作業用具など「北海道森林整備担い手対策推進事業」の対象ではある が、当該年度の予算配分等の理由により対象とならなかったもの。
- b. 中規模作業用具
- ・林内における境界明確化のためのドローン、測量機器等
- 2 補助対象経費の範囲

「林内作業用具等」の購入価格とし、送料等の付随経費や消費税及び地方消費税は含まないものとする。

- 3 「林内作業用具等」の導入場所(保管場所)は釧路市内の事業所であるものと する。
- 4 2者以上の交付決定となった場合、補助金交付決定額の合計額が予算の範囲を超えるときは、市は、予算の範囲内で調整できるものとする。
- 第2 交付要綱第5の1に定める補助金交付申請に添付する書類は、以下のとおりと する。
 - 1 事業予算書(参考様式第1号)
 - 2 「a. 小規模作業用具」の区分の場合、釧路市内の事業所における雇用者一覧表 (参考様式第2号)
 - 3 購入予定の「林内作業用具等」の詳細がわかる資料(カタログ等)
 - 4 3に係る、経費内訳がわかる見積書
 - 5 交付要綱第4の表のうち「①新規雇用者枠」で助成を受けようとする場合、対象となる新規雇用者の雇用契約書の写し、雇用保険・社会保険の写し
- 第3 交付要綱第7に定める実績報告書に添付する書類は、以下のとおりとする。
 - 1 事業決算書(参考様式第3号)
 - 2 領収書等の写し
 - 3 購入した作業用具の写真、及び型番又は製造番号等購入物品が識別できる書類等